

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進の方針に従い、以下の体制を整えております。

1. 後発医薬品の積極的な採用

当院は「地域支援・医薬品供給体制加算」の届出を行っている医療機関です。患者さんの負担軽減および医療保険財政の改善に貢献するため、後発医薬品を積極的に採用しています。

2. 医薬品の安定供給に向けた対応

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足が続いています。当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、適切に治療計画の見直しや処方内容の検討ができる体制を有しています。

3. 処方変更の際のご説明

供給状況に応じて、投与する薬剤を変更（先発医薬品から後発医薬品への変更、または他品目への変更）する場合がございます。その際は、患者さんに十分な説明を行い、安心して治療を継続いただけるよう努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師までお気軽にご相談ください。